

静岡県地域防災計画 地震対策編

井野盛夫

静岡総合研究機構防災情報研究所

計画の目的は、大規模地震対策特別措置法に基づき東海地震に対処するための防災計画を定めるもので、東海地震以外の地震が発生した場合の災害応急対策についても適用する。平常時に実施する防災対策、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、警戒宣言発令時に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これを推進することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することである。

(1) 平常時対策

警戒宣言発令時及び地震発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動について定める。

ア 防災思想の普及

地震による被害を最小限度にとどめるため、県職員をはじめ、県民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

イ 自主防災組織

東海地震の災害から県民の生命、身体及び財産を保護するためには、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対策を講ずる事が必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災知識をもち、訓練を重ねることにより防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職域等で実践し、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団、婦人団体等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織を作ることによって効果的なものになる。

ウ 地震防災訓練の実施

警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町村の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

エ 地震災害予防対策の推進

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等の発生を予防または軽減するための対策、生

活保護のための措置等平常時の予防対策を定める。

(2) 地震対策緊急整備事業

倒壊地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、必要最小限の事業を緊急に実施する。

- ①多数の人的被害が発生する恐れのある地域における被害要因を予め除去または軽減すること。
- ②地震発生時の被災地域の住民等の最低生活を確保すること。
- ③地震発生時の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

事業の実施期間は昭和55年から平成11年の20年間であり、施設全体が未完成であっても一部の完成化により、相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮している。

(3) 地震防災応急対策

警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間、または警戒宣言が出されるまでの応急対策について定める。

ア 防災関係機関の活動

警戒宣言発令時の県、市町村および防災関係機関の災害応急対策の組織、要員及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

イ 情報活動

警戒宣言発令時における情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町村及び防災関係機関の連携強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

ウ 広報活動

警戒宣言発令時において正しい情報を伝達を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な防災対応が出来るよう必要な広報について定める。

エ 自主防災活動

警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、または警戒宣言が出されるまでの間において、県、市町村が地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自身の手で守るため、各単位自主防災組織が行う対策活動を定める。

オ 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、資機材等の確保につ

いて定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

カ 避難活動

市長村長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者は、それぞれ警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難計画を定める。

キ 社会秩序を維持する活動

警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め民生の安定を図り、県民の的確な防災対策を促進する。

ク 交通の確保活動

陸上及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

ケ 地域への救援活動

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医療品など必要物資の確保、医療救護活動及び清掃、防疫、その他の保健活動又はその準備を定める。

コ 県有施設設備の防火措置

防災上必要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において県が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

サ 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置

警戒宣言発令時において、県民生活に密接に関係のある防災関係機関が県民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

シ 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

県が管理し、又は運営する施設又は事業の地震防災応急対策の概要を示す。

(4) 災害応急対策

東海地震が発生した場合の県、市町村及び防災関係機関等の災害応急対策について定める。東海地震が発生する恐れのあるときは、警戒宣言が発令されることになっているが、万一の場合を考えて、警戒宣言が発令されないまま、地震災害が発生した場合に対応できるような計画とする。

ア 防災関係機関の活動

東海地震発生の際、市町村及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動

の概要並びに警戒本部との関連について定める。

イ 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町村及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集伝達体制の整備を推進することを目的とする。

ウ 広報活動

県と報道関係、防災関係機関及び市町村との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

エ 緊急輸送活動

災害対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

オ 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する県、警察、市町村、自衛隊等の応援活動を示す。

カ 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、救出活動及び被災建物等に対する安全対策について、県、市町村、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。

ク 社会秩序を維持する活動

社会混乱を鎮め民生を安定社会秩序を維持するための活動について県及び市町村の実施する対策の概要を示す。

キ 避難活動

東海地震による被害が発生したときの避難生活の基本となる事項を示す。

ケ 交通の確保対策

災害応急対策及び災害応急復旧を円滑に行うため、陸上及び海上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

コ 地域への救急対策活動

日常生活に支障をきたしたり、災害等に対して行う食料その他の生活必需品、食料水及び燃料の供給、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、死体検案並びに応急住宅の確保について県、市町村、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。

サ 応急教育措置

小、中、高、特殊学校の学童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け教育活動を行うことが困難になった場合に可能な限り、応急教育を実施するための対策の概要を示す。

シ 要救護者に対する援助

罹災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い要援護者の保護を図る。

ス 県有施設及び設備の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

セ 防災関係機関の講ずる災害応急対策

県民生活に密接な関係のある防災関係機関が実施する災害応急対策の概要を示す。